国のガイドラインおよび栗東市の空家等の現状を踏まえた上で、2段階の判定基準を設け、特定空家の認定を行う方針とする。以下に、認定のフローを示す。

など

判定基準 I. 建物状態が「非常に悪い」空家等に対応する基準(一つでも該当すれば特定空家等と判断する基準の設定)

国のガイドラインに基づき、「建築物が著しく保安上危険となるおそれがある」の判定基準を設けて判断

<一つでも該当した場合、建築物が著しく保安上危険と判断する項目>

①建築物の傾斜: 1階以上の階が 1/20 以上傾斜している。

②主要部分の損傷:構造耐力上主要な部分に腐朽、破損、変形、ずれが生じている。

※構造耐力上主要な部分とは基礎、土台、柱、梁等)

③建物外面の損傷:屋根、外壁等の脱落、飛散により、構造耐力上主要な部分の

著しい腐朽、破損が想定される。



外観目視で屋根の崩落を確認 (柱や梁についても、著しい 腐朽、破損が想定される)

周囲への影響・危険の切迫性の有無を考慮した判定基準を設けて判断

- ・住宅団地内で隣に居住している家屋がある。
- ・周辺に事業所等の使用されている建築物がある。
- ・周辺に小学校や保育園等があり、通学路に面している。
- ・市の緊急輸送道路に面している。
- ・災害のおそれのある区域に立地している。
- ・自治会または近隣住民からの苦情が寄せられている。

注している家屋があり、 倒壊した際に、周囲への影響が 大きい。



両方に 該当

など

該当しない

(特定空家等に認定し、助言や指導により、所有者等への適切な管理を促すことを目的として、 判定基準Ⅱ. 建物状態が「悪く」、比較的容易に改善が可能な状態にある空家等に対応する基準 複数の項目から、総合的に特定空家等と判断する基準の設定)

国のガイドラインを基に、複数の観点から判定基準を設け、建物の損傷や管理不全の程度を総合的に判断

<複数の項目から、総合的に建築物の損傷、管理不全の程度を判断する項目>

①建築物の傾斜 : 1階以上の階が 1/60 以上、1/20 以下傾斜している。

②建物外面の損傷:(屋根) 屋根の変形、屋根ふき材の剥落、軒や雨樋の垂れ下がり

> (壁面) 壁体を貫通する穴、外壁の仕上材の剥落、腐朽、破損、

> > 下地の露出

(付属物等) 看板、給湯設備、屋上水槽等の転倒、破損、脱落、

支持部分の腐食

(屋外階段等)屋外階段、バルコニーの腐食、破損、脱落、傾斜

(門、塀等) 門、塀のひび割れ、破損、傾斜

③衛生上の観点 : 建築物又は設備等の破損等やごみ等の放置、不法投棄が原因で

臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている

④景観上の観点: 落書きや立木の著しい繁茂により周囲の景観と著しく不調和な

状態にある

⑤環境上の観点 : 空家等に住みついた動物等が原因で、地域住民の日常生活や生

活環境に悪影響を及ぼしている

⑥安全上の観点:門扉が不施錠や窓ガラスが割れている等、不特定の者が容易に

侵入できる状態で放置されている



↑外壁仕上げ材の剥落



など



↑ガラス割れ、不施錠

周囲への影響・危険の切迫性の有無を考慮した判定基準を設けて判断

- 住宅団地内で隣に居住している家屋がある。
- ・周辺に事業所等の使用されている建築物がある。
- ・周辺に小学校や保育園等があり、通学路に面している。
- ・市の緊急輸送道路に面している。
- 災害のおそれのある区域に立地している。
- 自治会または近隣住民からの苦情が寄せられている。

など

大きい。



隣に居住している家屋があり、 倒壊した際に、周囲への影響が

ただし、

※周囲への影響・危険の切迫性が少ないと判断する事例

- ・周囲に隣接した家屋等がない
- ・周辺に小学校等がなく、空家 が面している道路が、通学路 や緊急輸送道路等ではない。
- ⇒仮に倒壊したとしても、周囲 への影響は少ないと判断



早急な改善を所有者等 に促し、当該危険箇所 が改善されれば、特定 空家等の認定を外す



該当しない

空家等と判断:管理不全状態とならないように、適正管理や利活用を呼びかけていく